

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 北九州広域都市計画区域区分の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2
- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 3
- 北九州広域都市計画臨港地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 4
- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 5
- 北九州広域都市計画高度利用地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 6
- 北九州広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 7

北九州市公告第 6 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課

- 4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目、堀川町及び南鷹見町の各一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

- 4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

高度利用地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目、堀川町及び南鷹見町の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目、堀川町及び南鷹見町の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 3 年 9 月 1 7 日までに到着するように提出すること。